

足利市公告第 221 号  
令和 6 (2024) 年 10 月 3 日

昭和 49 年 11 月 14 日付け足利市公告第 48 号により公告した足利農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「法」という。）第 13 条第 4 項において準用する法第 12 条第 1 項の規定により公告する。

なお、法第 13 条第 4 項において準用する法第 12 条第 2 項の規定により、当該変更後の農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供する。

足利市長 早川 尚秀



- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧場所  
足利市本城三丁目 2145 番地  
足利市役所産業観光部農政課
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧期間  
令和 6 年 10 月 3 日以後常時備え置いてあります。

3 変更の内容

| 項目 | 町名  | 字名 | 地番       | 変更の内容                 |
|----|-----|----|----------|-----------------------|
| 1  | 百頭町 | 前田 | 2187 番 8 | 用途区分の変更<br>農地→農業用施設用地 |

4 計画の変更箇所

| 地区・区域番号 | 現 行                 | 変 更 後  |
|---------|---------------------|--|
| B-44    | 田<br>百頭町前田 2187 番 6 | 田<br>百頭町前田 2187 番 6<br>農業用施設用地<br>百頭町前田 2187 番 8 |

( 農 政 課 )